

仕様書

この仕様書は、発注者である札幌市（以下「委託者」という。）が受託者に委託する、市有建築物におけるZ E B化調査業務を円滑かつ効果的に実施するために必要な事項を定める。

1 業務名

市有建築物におけるZ E B化調査業務

2 業務の目的

札幌市は、2021年3月に策定した「札幌市気候変動対策行動計画」において、2030年の目標に新築ビル等の80%がZ E B相当以上の省エネ性能を目指し、市有建築物について新築・改築や大規模改修においてZ E B化を進めることとしている。

一方、市有建築物のZ E B化については、これまで建てられた市有建築物も含めて、その省エネ性能の把握に必要な標準入力法による省エネ計算の確認が行えておらず、Z E B化の判断が非常に難しい状況であるとともにZ E B化に必要な手法の費用対効果の検討も行えていない現状がある。

よって、本業務では、市有建築物のZ E B化に必要な費用を含む設計検討および省エネ計算について、実際の建築物の図面等を利用し、調査や検証を実施することで、着実に市有建築物のZ E B化を推進することを目指す。

3 履行期間

契約締結の日から令和5年3月24日(金)まで

4 業務の内容

受託者は、本市が行う市有建築物のZ E B化のため、下記の内容を行うこと。

(1) 市内小中学校の標準入力法による省エネ計算結果の確認

ア標準入力法により計算した下表の小中学校について、委託者より提供する入力済みの省エネ計算データを確認し、記載内容と建築図面の整合性やそれぞれの施設による入力方法に差異や誤りが無いかの確認を行う。なお、確認により修正すべ

き点を反映した入力シートを確認結果として提出することとする。本業務の遂行に必要な図面等については、委託者より受託者へ適宜渡すものとする。計算に当たっては「平成 28 年 省エネルギー基準関係技術資料 エネルギー消費性能計算プログラム（非住宅版）解説」の最新版を準用し作成すること。

学校名	光陽小学校	発寒中学校
所在地	北区新琴似 5 条 11 丁目	西区発寒 5 条 7 丁目
延べ床面積	約 7,350.66 m ²	約 7,948.38 m ²
うち用途別 延べ面積	校舎棟：約 7,350.66 m ² (うち校舎 約 6,900 m ² 、 児童会館 約 300 m ² 、 多目的ホール 約 150 m ²)	校舎棟：約 7,948.38 m ²
構造・階数	RC 造 3 階建て	RC 造 4 階建て

イ 上記アにより、修正した省エネ計算のデータを用い、建築図面や設計意図などから、部屋の用途設定やデータの入力方法などにより効率の良い入力方法について効果の検証を行い、提案すること。なお、提案内容を反映した入力シートを検証結果として提出することとする。

ウ 上記イにより求められた省エネ計算結果から、その建物を Z E B R e a d y 基準に合致するために必要な手法を比較検討する。その中でより費用対効果が高い手法を提案するものとする。

5 提出書類

受託者は、完了時に下記の書類を委託者に提出し、実施内容等について報告するとともに、委託者より承諾を得ること。

ア 業務完了届および実施報告書

業務完了後直ちに 1 部提出

イ 実施報告書および成果物の電子データ

委託者が認める形式(Word、Excel、Power Point、PDF)による電子データを保存した

記憶媒体(CD-R 等)1 枚提出すること。なお、上記形式の電子データによらない場合は、委託者及び受託者と協議のうえ決定する。

6 成果物の納入場所

住所：札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

名称：札幌市 環境局 環境都市推進部 環境エネルギー課

7 業務責任者の要件

業務責任者は下記の(1)及び(2)、(3)に示す資格等を有すること。

- (1) 1 級建築士または建築設備士
- (2) 過去 5 年間に札幌市発注の建築工事の建築設備設計を行ったことがある
- (3) 省エネ計算の標準入力法による実績がある。または実施中の別業務があること。

8 問い合わせ先

札幌市 環境局 環境都市推進部 環境エネルギー課 海鋒、亀田谷

電話：011-211-2872 Fax：011-218-5108 電子メール：kan.energy@city.sapporo.jp

9 その他

- (1) 関係法規、規則等諸法令を遵守すること。
- (2) 業務の実施にあたり、契約図書及び委託者の指示等に従い、本業務の意図、目的を十分理解した上で、最高の成果を得るように努力すること。
- (3) 本業務に生じる問題点は、委託者と受託者の双方が協議し、処理すること。
- (4) 承諾及び協議は、原則として書面により行うものとする。
- (5) 本業務に関する不都合等は、委託者に速やかに報告するとともに受託者の責任により適正に処理すること。
- (6) 本業務の履行においては、環境負荷の低減に努め、使用する商品・材料、製作物等は、「札幌市グリーン購入ガイドライン」に基づき環境に配慮したものとする。
- (7) 受託者は、この契約による業務を処理するにあたって知り得た個人情報等を他に

漏らし、又は目的外に使用してはならない。この契約が終了、又は解除された後においても、同様とし、これにかかる賠償責任が発生した場合は受託者負担による。別記「個人情報取扱注意事項」を遵守すること。

[別記]

「個人情報取扱注意事項」

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

この業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

(秘密の保持)

この業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。その使用する者がこの業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないようにしなければならない。上記の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(再委託等の禁止)

この契約業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者が書面（当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）により承諾した場合は、この限りではない。

(複写、複製の禁止)

この業務を処理するに当たって、市から提供された個人情報が記録された資料等を、市の承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。

(目的外使用の禁止)

この業務を処理するに当たって、市から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(資料等の返還)

この業務を処理するに当たって、市から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに委託者に返還するものとする。ただし、市が別に指示したときは、その方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに市に報告し、指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

市は、受託者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。